

公立大学法人敦賀市立看護大学役員報酬規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 常勤の役員の報酬は、給料、通勤手当、住居手当及び期末手当とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

3 第1項の規定にかかわらず、法人の職員（公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第7号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下「職員」という。）を兼務する常勤の役員には、役員の報酬は支給しないものとし、公立大学法人敦賀市立看護大学職員給与規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第9号。以下「給与規程」という。）に基づく給与を支給する。

(給料)

第3条 常勤の役員の給料の月額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 730,000円

(2) 理事 638,000円を上限とし、経営審議会に諮り、理事会が決定する額

2 敦賀市職員から任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員になるため退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となった者の給料の月額は、前項の規定にかかわらず、理事長が定める。

(通勤手当及び住居手当)

第4条 常勤の役員の通勤手当及び住居手当の額、支給要件、支給方法等については、給与規程の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額に100分の120を乗じて得た額に100分の155

を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における給与規程第22条第2項に掲げるその者の在職期間の区分に応じ、同項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 基準日以前6か月以内の期間における次に掲げる期間は、前項の在職期間に算入する。
 - (1) 職員が引き続いて常勤の役員となった場合におけるその者の職員としての在職期間
 - (2) 敦賀市職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて、引き続き常勤の役員となるために退職し、かつ、引き続いて常勤の役員になった場合におけるその者の敦賀市職員としての在職期間
- 4 第2項に規定する期末手当の額は、敦賀市公立大学法人評価委員会（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、敦賀市に設置された地方独立行政法人評価委員会をいう。）が行う業務評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、第2項に規定する額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給要件、支給方法等については、給与規程の例による。

（非常勤役員手当等）

第6条 非常勤役員手当は日額とし、次のとおりとする。

- (1) 理事 20,000円
 - (2) 監事 20,000円。ただし、監査に従事する場合は30,000円
- 2 非常勤役員に支給する通勤手当は費用弁償とし、その計算方法等については、公立大学法人敦賀市立看護大学職員旅費規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第17号）の例による。
 - 3 前2項に規定する非常勤役員手当及び通勤手当は、非常勤の役員が業務の執行を行った日の属する月の翌月の21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（この項において「祝日」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日、土曜日又は祝日でない日に支給する。

（日割計算）

第7条 新たに常勤の役員となった者にはその日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(端数処理)

第8条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(口座振替による報酬の支払)

第9条 役員から申出のあるときは、理事長の定めるところにより、口座振替の方法により報酬を支払うことができる。

(報酬からの控除)

第10条 役員の報酬の支給に際しては、その報酬から法令に別段の定めがあるもの及び役員自らが控除を申し出たものを控除するものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第41号)

(施行期日等)

第1条 この規程は平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、理事長が別に定める日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人敦賀市立看護大学役員報酬規程の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の公立大学法人敦賀市立看護大学役員報酬規程又は改正後の公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人敦賀市立看護大学役員報酬規程又は第3条の規定による改正前の公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の公立大学法人敦賀市立看護大学役員報酬規程又は改正後の公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成30年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条及び第3条の規定による改正後の給与規程及び役員報酬規程（以下「給与規程等」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与規程等の規定を適用する場合には、第1条及び第3条の規定による改正前の給与規程等の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与規程等の規定による給与及び報酬の内払いとみなす。

附 則（平成30年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第19号）

（施行期日等）

第1条 この規程は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条及び第5条の規定による改正後の給与規程、非常勤職員就業規則及び役員報酬規程（以下「給与規程等」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与規程等の規定を適用する場合には、第1条、第3条及び第5条の規定による改正前の給与規程等の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与規程等の規定による給与及び報酬の内払いとみなす。

附 則（令和元年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第4号）

（施行期日等）

第1条 この規程は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条及び第5条の規定による改正後の給与規程、非常勤職員就業規則及び役員報酬規程（以下「給与規程等」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与規程等の規定を適用する場合には、第1条、第3条及び第5条の規定による改正前の給与規程等の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与規程等の規定による給与及び報酬の内払いとみなす。

附 則（令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第11号）

（施行期日等）

第1条 この規程は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、

令和3年4月1日から施行する。

- 2 第1条、第3条及び第5条の規定による改正後の給与規程、非常勤職員就業規則及び役員報酬規程（以下「給与規程等」という。）の規定は、令和2年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第2条 改正後の給与規程等の規定を適用する場合においては、第1条、第3条及び第5条の規定による改正前の給与規程等の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与規程等の規定による給与及び報酬の内払いとみなす。

附 則（令和4年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第1号）

（施行期日等）

- 第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年7月1日から施行する。

（読み替え）

- 第2条 令和4年4月1日以降に採用された者に対して令和4年6月に支給する期末手当については、改正後の職員給与規程第22条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の120」と、同規程第30条第2項中「100分の50」とあるのは「100分の65」と、改正後の非常勤職員就業規則別表3中「100分の52.5」とあるのは「100分の60」と、改正後の役員報酬規程第5条第2項中「100分の145」とあるのは「100分の155」とそれぞれ読み替えて適用する。